

投票日に都合の悪い方は 期日前投票などを利用してください

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

なお、投票日には選挙権を有するが、投票を行うおとする日には未だ選挙権を有しない方（例えば、投票日には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など）は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができます。（不在者投票所は市役所地下教養室です。）

期日前投票ができる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方

期間 7月5日(金)～20日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所地下教養室

持ち物 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

手順

①宣誓書に必要事項を記入して受付に提出します。

②投票用紙の交付を受けます。

③記載台で投票用紙に候補者の氏名などを記載し、それを直接投票箱に入れます。（投票用紙を封筒に入れたり、署名する必要はありません。）

※不在者投票の方は、従来どおり投票用紙を封筒に入れて、署名する方法です。

他市町村で行う不在者投票

旅行先や滞在先で行う不在者投票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかります。早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

自分の意思で自署できる方で、《別表1》に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票の対象者

《別表1》

交付手帳 障がいの種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障がい	1級から3級	—
肝臓	1級から3級	特別項症から第3項症まで
介護保険		介護状態区分
要介護者		要介護5

す。
利用にはあらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。必要な方は、市選挙管理委員会へ申し出てください。
また、郵便などによる不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方で《別表2》に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員

※別表1の該当者のうち代理記載制度対象者

《別表2》

交付手帳 障がいの種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで

郵便等投票証明書の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間	
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から	7年
要介護者	交付の日から	被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

会の委員長に届け出た方（選挙権を有する方に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

